

○中島源陽委員長 続いて、立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十五分です。熊谷義彦委員。

○熊谷義彦委員 時間の関係で三番から入りますが、コロナ禍での事業者への貸付金の返済状況、返済不能件数、返済不能の場合の対応についてお聞かせください。

○梶村和秀経済商工観光部長 コロナ禍において、中小企業者の事業継続を支えた新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資につきましては、一万七千八百八十件、約三千三百五十七億円の融資を実行し、昨年度末時点で返済が完済したものが四千八百九十二件、約千六百二十億円、返済中が一万二千五百三十一件で約千六百八十一億円、返済不能となったものが四百五十七件で約五十九億円となっております。

○熊谷義彦委員 最後の返済不能となった場合の対応は。

○梶村和秀経済商工観光部長 返済不能となった場合には、借入れ時に債務保証を行った県信用保証協会が、貸出金融機関に対し代位弁済を行い、併せて当該事業者に対し、代位弁済金を求償することになります。

○熊谷義彦委員 概要の中に県税の地方消費税増加を評価しているような表現がありました。これは物価高騰によって消費税額の増大によるものでありますから、その背景には、生活に困っている方々が数多くこれによって出てきているんだと。いわゆる、可処分所得がますます減ってきているんだと。税収が増えればよしとのこの表現は、私は適切ではないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○小野寺邦貢総務部長 昨年度の地方消費税の決算額でございますが、八百十億円余りとなりまして、対前年度比では、率で一・三%増、金額では十億円余りの増となりました。ただ、内訳を見ますと、輸入取引に課される貨物割が四十四億円余りの増となった一方、国内取引に課される譲渡割は約三十四億円の減となりました。したがって、地方消費税の増加は、円安で輸入価格が高騰したことによると見ておりまして、決してプラスで評価できるものとは考えてございません。

○熊谷義彦委員 続いて、中小企業経営安定資金等貸付元金が千二百二十五億円ありますが、これは毎年同じ運用を繰り返しているように拝見しているわけですが、具体的にどのように運用しているんですか。

○梶村和秀経済商工観光部長 貸付金元金は、経営環境の厳しい中小企業者の資金繰り

を支えるため、貸出金利を低く抑えることなどを目的に、各金融機関に対し融資原資の一部を預託しているところでございます。貸付元金の毎年の預託金額の算出に当たっては、金融機関や県信用保証協会とともに、中小企業者を取り巻く経営環境や資金需要の動向などを確認しながら、必要な額を適切に見込み、金融機関への預託額を計上しているところでございます。

○熊谷義彦委員 この貸付金の元金というのは、金融機関からの要請を受けて、その政策として必要に迫られてやっているのか。要請を受けたものなのかどうかということの一つ。それから、金利、剰余金、県収入は、これによって幾ら増えるのか。この金融機関というのは、県内に本店、支店を有している金融機関の全てなのか、お答えください。

○梶村和秀経済商工観光部長 各金融機関への預託金額の算定に当たっては、前年度の融資残高や今後の貸出需要などを基に各金融機関と協議し、融資原資の貸付けを行っているところでございます。預託金の昨年の運用金利でございますが、各金融機関の大口定期の所定金利である〇・〇〇二％で、県の利息収入は百二十四万円となっております。よろございます。なお、経営安定資金でございますが、県内に本店または支店を有する全ての金融機関に取り扱っていただいております、昨年度の預託先金融機関は三十五機関となっております。

○熊谷義彦委員 千百二十五億円という莫大なお金を県は持っているわけですし、あわせて、県のいろんな基金が今回百九億円増えたわけですが、県の基金残高は総額で、目的基金とはいえ四千億円を超えています。先ほどの千百二十五億円も含めて莫大な金額を県は、片方でお金がないと言いながら、片方の財布にはすごい金を持っている。その中で、今回宿泊税の導入をします。いわゆる、県民の方々に増税を求めるといえるのは、私は県民の方々に理解を得ることは難しいだろうというふうに思うんですが、知事、いかがですか。

○小野寺邦貢総務部長 県の基金は、あくまでも条例で定められている設置目的の範囲内で活用されるものでございます。先ほども御説明いたしましたけれども、国に返還するために積んだ関係で、昨年度末の基金残高はかなり大きく膨れ上がったところがございます。残高の大きい基金といたしましては、県債管理基金や地域整備推進基金がございます。残高の大きい基金の多くは満期到来時の県債償還に備えて、また、地域整備推進

基金の多くは、国庫返還や後年度の普通交付税の精算に備えて積み立てているなど、使途が事実上特定されておりまして、全ての残高を自由に県の施策に活用できるものではないと考えています。これまでも基金を取り崩す際には、設置目的に合致しているか十分に議論を行った上で予算案に計上しているところですが、今後とも基金の設置目的に従いまして、適切に活用してまいりたいと考えております。

○熊谷義彦委員 各部署で基金を持っているわけですが、例えば経商部では基金をいくらか持っていますか。

○大庭豪樹会計管理者兼出納局長 経商部の基金は、全体の四千三十一億円のうち、約三百四十一億円というふうになっています。

○熊谷義彦委員 この三百四十一億円の基金の運用利益は幾らですか。

○大庭豪樹会計管理者兼出納局長 経済商工観光部関係で言いますと、令和五年度におきましては、全体で約三百八十万円となっております。

○熊谷義彦委員 ゼロ金利の中でしたから、それくらいなのは当然だろうというふうに思いますけれども、これから金利が上がってくれば当然運用利益も増えてくることになるだろうと思います。そういった意味で、運用益をどのように活用するのかというのは、私は一つの観点だろうというふうに思いますが、いかがですか。

○大庭豪樹会計管理者兼出納局長 それぞれの基金の状況にも異なりますけれども、全体としてはやはり金利の上昇ということも踏まえまして、まず預金で保持するというのは原則であります。預金による流動性の確保にも心を配りながらも、計画的に債券を購入入することで、基金の効率性の高い運用ということも求めてまいりたいというふうにごえております。

○熊谷義彦委員 続いて、具体的な事業についてお尋ねいたしますが、LPガス料金負担軽減支援事業について、契約件数全体の九五%の利用者に値引きを行ったとしていますが、支援が届かなかった方が五%程度いらっしゃるというふうに説明されました。この五%の方はなぜできなかったのかと、どのようにこれから対応するのか、お聞かせください。

○高橋義広復興・危機管理部長 支援事業の実施に当たりましては、県及び宮城県LPガス協会による販売事業者向け説明会の開催のほか、支援事業のチラシ配布や、新聞、

ラジオなどを活用して幅広く周知を図ったところでございます。更に、当初値引きを予定していなかった販売事業者に対して、支援制度の活用について直接お願いするなど、実施の拡大に最大限努めました。一部の実業者には御協力いただけなく、どうしても販売事業者を通じた値引きという形になりますので、一部の方には届かなかったということでございます。

○熊谷義彦委員 五%もいるというのは、私はちょっと問題があるなというふうに思いますので、そのことだけは指摘しておきます。実際に支援を受けたのかどうか分からないという声が届けられております。客観的に支援したことを証明するものが必要だったのではないかと思います。いかがですか。

○高橋義広復興・危機管理部長 この値引きの実施につきましては、販売事業者からガス利用者に交付した領収書、その中に値引きの記載とかが入っている領収書の控えや、あるいは利用者向けのチラシ、そういった値引きの事実が分かる書類を実績報告の際に添付していただいて、私どもとしては履行確認を行っているという状況でございます。

○熊谷義彦委員 実際に消費する側で、値引きされたかどうか分からないということが声として届けられています。ですから、それがきちんと支援されたのだという証明を私は必要とするだろうというふうにお話させていただきました。

それで次、教育長。産業教育手当について、国の通知では、給与月額の一〇%の普
通交付税を措置しているとなっていてはありますが、県は産業教育手当を条例上、六%支給
給とされています。その根拠、併せて残り四%相当額の財源の用途についてはどのように
なっていますか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 産業教育手当は、農業、水産、工業高校の教員及び実習
助手に対して給料月額の六%を支給しているものであります。制度の創設から約五十年
が経過し、産業教育を取り巻く環境や人材確保の状況の変化等を踏まえ、他県との均衡
等を総合的に勘案し、平成二十年四月に六%としたものであります。他県との比較でござ
いますけれども、令和四年度において、六%を超えているのが十二団体、六%が六団
体、五%が十五団体、その他定額制等としている団体が十三団体、支給なしが一団体で
あり、全都道府県中、中位程度となっております。文部科学省の通知につきましては、
他県の状況を注視しつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

○小野寺邦貢総務部長 私からは、残り四％相当額の財源の使途について御説明いたします。高等学校の給与費全体で申し上げますと、我が県では、普通交付税措置額よりも実際の充当予算額が上回っております、委員が御指摘の産業教育手当における残り四％相当額につきましては、高等学校教職員の給料や他の職員手当充実のために有効に活用されているものと考えております。

○熊谷義彦委員 有効に活用されているのか目的外使用に使われているのか不明なわけですから、ここはもう少し精査しなければいけないだろうというふうに思います。農水省から文科省に対して、一〇％にしてくれという文書が出されているわけです。それを今もって改善しないということは、教育長、問題ではないですか。やはり一〇％にすべきではないですか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 先ほどの繰り返しとなりますけれども、今後他県の状況等を注視し、必要に応じて対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○熊谷義彦委員 他県の状況を見て、人の顔色を見て判断するのではなくて、国の通知そのものが正しいときもあるし、間違っているときも私はあるだろうと思います。ただ、これは正しい通知なんです。法的に根拠を持った通知なんです。だから、国からの財源がきちんとしているものを現場にやらないというのは、私は間違った措置だと思いたいが、いかがですか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 御指摘のありました四％相当額の財源の使途ということでございますけれども、普通交付税の算定ルール上、教職員経費として包括的に交付されておりますので、手当等の内訳などは示されていないこと、また、使途については定めがないことから、そういった特定はできないということでもありますけれども、例えば我が県におきましては、防災主任に対する特殊業務手当を支給するなど、本県独自の処遇なども行っているところがございます。

○熊谷義彦委員 時間がないのでこれでやめますが、知事、これ一つに例を出したんだけれども、農水省から要請文書が出ているんです。それを文科省が受けて、県の教育委員会へ通達が来ているわけです。やはりそれを受けて、私はきちんとすべきだというふうに思います。以上、終わります。